

幕別町債権管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町債権管理条例 (令和元年12月20日 条例第36号)</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第16条 町長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該私債権等（時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。</p> <p><u>(2)</u> 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該私債権等について、その責任を免れたとき。</p> <p><u>(3)</u> 債務者が死亡し、相続の限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに当該私債権等に優先して弁済を受ける私債権等及び町以外の者の権利の金額を超えないと見込まれ、かつ、保証人から当該私債権等の徴収の見込みがないとき。</p> <p><u>(4)</u> 当該私債権等について、第10条に規定する強制執行等又は第12条に規定する債権の申出等の手続をとった後、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p>	<p>○幕別町債権管理条例 (令和元年12月20日 条例第36号)</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第16条 町長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該私債権等（時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。</p> <p><u>(2) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該私債権等について履行の見込みがないと認められるとき。</u></p> <p><u>(3)</u> 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該私債権等について、その責任を免れたとき。</p> <p><u>(4)</u> 債務者が死亡し、相続の限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに当該私債権等に優先して弁済を受ける私債権等及び町以外の者の権利の金額を超えないと見込まれ、かつ、保証人から当該私債権等の徴収の見込みがないとき。</p> <p><u>(5)</u> 当該私債権等について、第10条に規定する強制執行等又は第12条に規定する債権の申出等の手続をとった後、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(5) 当該私債権等について、第13条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(6) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。</p> <p>2 略</p> <p>第17条 略</p>	<p>(6) 当該私債権等について、第13条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。</p> <p>2 略</p> <p>第17条 略</p>